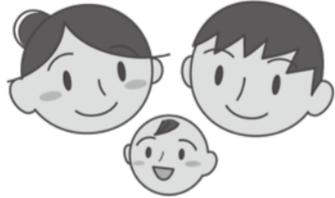


## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外)のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。詳細は区HPをご覧ください。



▶対象 次の全てに該当する方

①令和3年3月31日時点で17歳以下のお子さん(障がいのある19歳以下の特別児童扶養手当受給対象児童を含む)を養育する父母など(令和3年4月～4年2月に出生の新生児も対象)

②令和3年度分の住民税均等割が非課税か、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税相当である(家計急変者)

▶支給手続き

①令和3年4月分の児童手当か特別児童扶養手当の支給を受けており、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方は申請不要

②上記以外の方は要申請

▶支給額 児童1人当たり一律5万円

▶問合先 子育て支援課こども医療係

☎5744-1275 FAX5744-1525



詳細はコチラ

## ひとり親家庭・障がいのあるお子さんの保護者などへの助成制度

案内パンフレットは地域庁舎、特別出張所などで配布しています。詳細はお問い合わせください。

※所得制限があります

※児童が児童(社会)福祉施設に入所しているときは対象になりません。ただし母子生活支援施設、保育園、児童発達支援センターなどへの入所の場合は対象になります

手当	手当支給額(月額)	対象など	支給期間
①育成手当(児童育成手当)	児童1人につき13,500円	ひとり親家庭 ※父母が離婚、父か母が死亡、父か母から1年以上遺棄、父か母が重度障がい、父か母がDV保護命令を受けた、父母が未婚など	児童が18歳に達する日の年度末まで ※②③は重度の障がいがある児童の場合、20歳に達する日の前日まで
②ひとり親家庭等医療費助成	健康保険対象の医療費の自己負担分の一部を助成(生活保護受給者は対象外)		
③児童扶養手当	(全部)43,160円 (一部)所得に応じて10,180円～43,150円 (加算額)2人目5,100円～10,190円 3人目以降3,060円～6,110円		
④特別児童扶養手当	児童1人につき 重度52,500円 中度34,970円	19歳以下で身体障害者手帳1～3級程度(⑤は1～2級程度)、愛の手帳1～3級程度の児童	児童が20歳に達する日の前日まで
⑤障害手当(児童育成手当)	児童1人につき15,500円		

③＝公的年金が支給される場合は給付制限があります。ただし、公的年金などの額が児童扶養手当よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されます。

④⑤＝診断書の障がいの状況によっては該当しないことがあります。

### お済みですか？児童扶養手当・特別児童扶養手当継続受給の手続き

引き続き受給するためには現況届の提出が必要です。該当する方へ8月上旬に書類を郵送します。児童扶養手当は8月31日まで、特別児童扶養手当は9月3日までに提出してください。

▶問合先 子育て支援課児童育成係 ☎5744-1274 FAX5744-1525

## 子ども科学教室

講座名	対象	日程	時間	会場
1 海の生き物図鑑を作ろう～チリメンモンスターを探せ～	小学3・4年生	8月21日(出)	①午前10時～正午 ②午後2時～4時	池上会館
2 七変化万華鏡～美しい世界を体験しよう～	と保護者	8月23日(月)		
3 海辺の教室～貝殻標本とタカラガイストラップ作り～	小学5年～ 中学2年生	8月24日(火)		
4 空気砲を作って空気の力を調べよう	小学3・4年生	9月4日(土)		
5 クリップモーターを作ろう	と保護者	9月25日(出)		

▶定員 抽選で1245各10組20名3各10名

▶申込方法 問合先へ往復はがき(記入例参照。学校名、保護者氏名、希望回も明記)。1～3 7月16日

4 8月2日 5 8月23日 必着

▶問合先

科学教育センター(〒146-0082池上1-33-8池上小学校内)

☎3753-3510 FAX3753-3511



## 月1回、古着の回収を行っています

再利用(リユース・リサイクル)できる衣料品や皮革衣料品、タオルなどを回収しています。

出せるもの

- 洗ったもの(クリーニング不要)
- たんすや衣料収納ケースなどにしまえる状態のもの

出せないもの

- 事業者からの抛出品 ●布団や毛布、カーペット
- 靴やかばん、着物 ●汚れたもの

出し方

透明か半透明の袋に入れて会場へお持ちください

▶問合先 清掃事業課清掃リサイクル担当 ☎5744-1628 FAX5744-1550

会場	日程	時間
消費者生活センター	7月16日、8月20日、9月17日	午前9時～正午 ※8・9月の池上会館は午後1時～4時
羽田特別出張所		
大森地域庁舎	7月19日、8月18日、9月9日	
調布地域庁舎	7月19日、8月23日、9月21日	
池上会館	7月21日、8月25日(※)、9月22日(※)	
鵜の木特別出張所	7月27日、8月10日、9月10日	午後1時～4時
ライフコミュニティ西馬込	7月28日、8月25日、9月22日	
洗足区民センター	7月20日、8月10日、9月10日	
六郷特別出張所	7月21日、8月18日、9月9日	
嶺町特別出張所	7月28日、8月23日、9月21日	

## 住民票の写しなどは夜間・日曜窓口や郵送で請求できます

### ◆区役所本庁舎での 夜間・日曜窓口 (開設日が変更になりました)

区役所本庁舎1階の戸籍住民窓口では、右表の業務を取り扱っています。

夜間 月・木曜、午後7時まで  
(休日・年末年始を除く)

日曜 午前9時～午後5時(年末年始を除く)

内容
戸籍届出の受領(埋火葬許可証の発行含む) ※1・6
住民異動届出書(転入・転出・転居など)の預かり ※1～4
印鑑登録・廃止・登録証亡失届書の預かり ※1・3
戸籍の全部・個人事項証明書 ※5
住民票の写し ※2
住民票記載事項証明書 ※2
戸籍の附票の写し ※5
印鑑登録証明書
住民税証明書

- ※1 預かりのみ。翌開庁日以降に審査・処理を行います
- ※2 本人、同一世帯員からの届け出・請求のみの取り扱い
- ※3 日本国籍の方の届け出のみ
- ※4 マイナンバーカードを利用する転出入届(「転入届の特例」による転出入)を除く
- ※5 本人、同一戸籍の方からの請求のみ。電算化されたものに限る
- ※6 戸籍住民窓口の開庁時間外は宿直室での預かり

▶問合先 戸籍住民課戸籍住民担当  
☎5744-1185 FAX5744-1701

### ◆郵送での請求

戸籍や住民票の証明書は、郵送で請求することができます。遠方にお住まいの方や、勤務の都合などで受付時間内に窓口へお越しただけの方は、郵送請求をご利用ください。詳細は、区HPをご覧ください。お問い合わせください。

▶問合先 戸籍住民課郵送担当

(〒144-8621大田区役所)

FAX5744-1701(共通)

戸籍=☎5744-1233

住民票=☎5744-1676

### ◆コンビニエンスストアでの発行

マイナンバーカードをお持ちの方は、全国の主なコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、下表の証明書を発行できます。発行には要件がありますので、詳細は区HPをご覧ください。

※システムメンテナンスのためサービスを停止することがあります

▶問合先

戸籍の全部・個人事項証明書=戸籍住民課戸籍住民担当 ☎5744-1183 FAX5744-1509

住民票の写し、印鑑登録証明書=戸籍住民課戸籍住民担当 ☎5744-1185 FAX5744-1701

住民税証明書=課税課課税担当 ☎5744-1192 FAX5744-1515

内容	発行時間※	手数料
戸籍の全部・個人事項証明書(大田区に住民登録と本籍を置いている方のみ)	午前9時～午後5時(土・日曜、休日、年末年始を除く)	400円
住民票の写し 印鑑登録証明書(印鑑登録をしている方のみ)	午前6時30分～午後11時(年末年始を除く)	250円
住民税証明書		